

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和7年4月1日
個人情報ファイルの名称	学齢簿ファイル
行政機関の名称	恵庭市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 教育総務課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	児童生徒の就学に関する情報等の管理をするため 学校教育法施行令第2条、恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則別表(学齢児童及び学齢生徒の就学及び学籍簿に関すること。)
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 本籍・国籍、5 住所、6 家族構成、7 続柄
記録範囲	市内に在住する学齢児童生徒並びに市外に在住する市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒
記録情報の収集方法	相手方 ■本人 ■本人以外(市民課、税務課) 根拠法令 法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(保守委託業務（再委託）) ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	教育部教育総務課 恵庭市新町10番地(市民会館1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和7年4月1日
個人情報ファイルの名称	就学援助管理ファイル
行政機関の名称	恵庭市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 教育総務課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	就学援助の申請から支給までの事務を行うため 学校教育法第19条、恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則別表(就学援助に関すること。)
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 本籍・国籍、5 住所、6 家族構成、7 続柄、8 資産・収入
記録範囲	就学援助の申請書を提出した者及び申請者と生計を一にする者
記録情報の収集方法	相手方 ■本人 ■本人以外(市民課、税務課) 根拠法令 法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(保守委託業務業務（再委託）) ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	教育部教育総務課 恵庭市新町10番地(市民会館1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和7年4月1日
個人情報ファイルの名称	図書館情報ファイル
行政機関の名称	恵庭市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 読書推進課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	図書等の資料の貸出のため 恵庭市図書館条例第4条(業務)、恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則別表(図書館の運営に関すること。)
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 メールアドレス、7 その他(勤務先、学校名、保護者名、手指の静脈情報)
記録範囲	図書館利用登録申請を行った者
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	教育部読書推進課 恵庭市恵み野西5丁目10-2(恵庭市立図書館内)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—